

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

大阪信用金庫（以下「事業所」と、大阪府信用金庫健康保険組合（以下「組合」）は、「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導と、「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する生活習慣病健診事業との共同推進を目的に以下のとおり、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

前記の目的を達成するため、「事業所」及び「組合」は共同で実施する事項について以下のとおり定め、別紙のとおり各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 個人情報の取扱い

- (1) 利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「事業所」及び「組合」は各々実施する健康診査の結果等を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。
- (2) 組合から事業所へ提供した健康診断結果等の個人情報をその目的を超えて利用した場合、または本人の不利益が生じる事態が発生したときは、事業所がその責任を負うものとする。
- (3) 個人情報の提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「事業所」及び「組合」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「事業所」及び「組合」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

本覚書は、令和元年9月1日より有効とする。

令和元年8月22日

大阪信用金庫

理事長 高井 嘉津義



大阪府信用金庫健康保険組合

理事長 吉野 敬昌

